

# 10,000円以下の飲食費とインボイス

令和6年4月1日以後支出分より、税務上の交際費等から除外する飲食費の額が1人当たり10,000円以下となりました。インボイス制度下での“10,000円”はどう考えるのか、確認しましょう。

## 1人当たりの飲食費

1人当たりの飲食費（社内飲食費を除く。以下同じ）は、次の算式で計算します。除外するには金額だけでなく、一定の書類の保存が求められている点にも、留意しましょう。

### 【算式】

$$\frac{\text{飲食等として支出する金額}}{\text{飲食等に参加した者の数}} = \text{1人当たりの飲食額}$$

## インボイス制度下での10,000円

税抜経理方式を適用している場合、消費税等の額を含めず（税抜）10,000円以下であるか判断します。その際、消費税の計算を一般課税で計算する事業者にあつては、支払先がインボイス発行事業者か否かで、消費税率10%の場合、原則、次のとおり異なります。

### ● 交際費等の損金不算入制度の概要（イメージ）

	飲食費（社内飲食費を除く）		左記以外の交際費等
	1人当たり10,000円以下	1人当たり10,000円超	取引先等への贈答・慶弔・謝礼金等
①期末資本金の額等が100億円超の法人等	損金不算入		
②①③以外の法人	損金算入	50%損金算入	損金不算入
③中小法人等 <sup>※1※2</sup>		合計年800万円まで損金算入	

※1 中小法人等とは、期末資本金の額等が1億円以下の法人で、資本金の額等が5億円以上の法人の100%子法人等一定の法人以外の法人等

※2 中小法人等は、接待飲食費の損金算入の特例か中小法人の損金算入の特例のいずれか選択適用

※3 令和6年度税制改正により適用期限が3年（令和9年3月31日までの間に開始する事業年度まで）延長

### 【10,000円のボーダーライン（支払金額）】

		インボイス発行事業者	左記以外 <sup>*</sup>
①	R6.4.1~R8.9.30	11,000円	10,784円
②	R8.10.1~R11.9.30		10,476円
③	R11.10.1~		10,000円

※端数処理等により、金額に1円の差が生じます。

「左記以外」の金額が期間により異なるのは、税抜経理できる割合が①は消費税等の額の80%、②が50%と異なるためです。③は全くできず、支払金額全額で判断します。

## 超えたとしても……

結果的に10,000円を超えて交際費等となったとしても、下表のとおり中小法人等であれば、その他の交際費等と合計して年800万円まで損金となる特例があります。

# 下請代金の支払いでの手形サイト、11月から60日以内に

換金できるまでの期間が長い手形は、受け取った事業者の資金繰りを圧迫します。商慣習上、手形は下請代金の支払いでよく利用されていますが、受け取る下請事業者を保護するため、この場合に交付する手形等について指導基準が設けられています。この基準が今年11月1日から変わります。

## 手形等のサイトとは？

下請法の対象となる取引の支払い手段として交付した手形等<sup>※1</sup>について、そのサイト<sup>※2</sup>が一定期間を超える場合は、「割引困難な手形」等に該当する恐れがあるものとして、行政指導の対象となります。

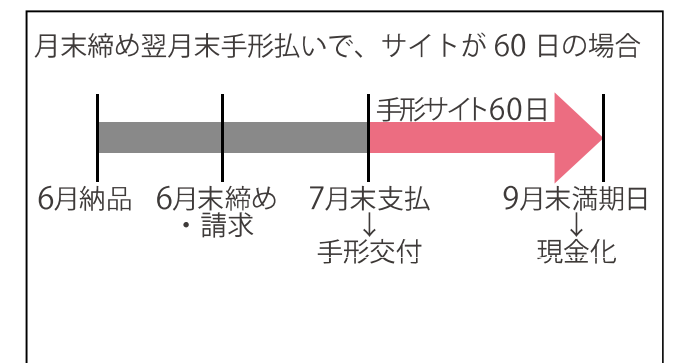
※1 手形等：約束手形、電子記録債権（以下、でんさい）、一括決済方式（親事業者がその下請代金債権又はその下請代金債務の額に相当する金銭を、当該金融機関に支払うこととする方式）

※2 サイト：交付日から満期日までの期間（一括決済方式の場合は、代金の支払期日から代金債権の額に相当する金銭を金融機関に支払う期日までの期間）

## 11月1日以降の交付から適用

行政指導の対象となるのは、現行ルールでは、繊維業では90日、その他の業種は120日を超える手形等の交付です。この期間を「業種を問わず60日」とする新たな指導基準が、4月30日に公正取引委員会より発表されました。今年11月1日以降に交付される手形等から適用されます。また、下請法の対象とならない取引

についても、サイトの短縮に努め、取引先の資金繰りへの影響に配慮するよう求めています。



[参考] 経済産業省ホームページ <https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240430002/20240430002.html>

## 2026年を目途に、約束手形廃止が目標

一方で政府は、2026年を目途に、紙の約束手形の利用を廃止することを目標に掲げています。こちらも、特に中小・小規模事業者に直接影響を及ぼす動向です。代わりの手段として、インターネットバンキングによる銀行振込やでんさいによる支払いが推奨されています。これらに移行するには、支払側だけでなく受取側も、デジタル化の対応が不可避となります。導入にはIT導入補助金やものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金等の制度が活用できる場合もありますので、あわせてご検討ください。

参考：公正取引委員会「(令和6年4月30日)「手形が下請代金の支払手段として用いられる場合の指導基準の変更について」の発出について」  
[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease2024/apr/240430\\_tegata.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease2024/apr/240430_tegata.html)  
 経済産業省「キャッシュレス導入に利用できる主な支援策」  
[https://www.meti.go.jp/policy/mono\\_info\\_service/cashless/cashless\\_document2403\\_cashless\\_dounyushien.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/cashless/cashless_document2403_cashless_dounyushien.pdf)